大槌町高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱

令和７年５月１日

（目的）

第１条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない高齢難聴者に対しコミュニケーション機会の促進と日常生活の質の向上を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とし、補聴器を購入に対し大槌町補助金等交付規則に定めるもののほか、補聴器購入費用助成金（以下「助成金」）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条 補聴器購入費用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(１)大槌町内に住所を有する65歳以上の者で生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者

(２)両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない者

(3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の理事長が委嘱した補聴器相談医（以下「補聴器相談医」という。）が補聴器の装用を認めた者

(４)過去5年以内にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない者

（助成金額）

第３条 補聴器購入費用の助成金の額は、対象者が補聴器を購入する経費に10分の９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、42,000円を上限とする。

（補聴器購入に当たっての留意事項）

第４条 適切な補聴器の装用を促すため、補聴器購入費用の助成対象となる補聴器は、購入前の試用が可能であり、かつ購入後の機器の調整、保守及び修繕が可能な販売店等から購入したものに限るものとする。

（交付申請）

第５条 補聴器購入費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大槌町高齢者補聴器購入費用助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(１)補聴器相談医による補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）の写し

(２)補聴器を購入した際の領収書の写し

（交付決定）

第６条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは大槌町高齢者補聴器購入費用助成金交付決定通知書（様式第２号）により、助成金を交付すべきでないと認めたときは大槌町高齢者補聴器購入費用助成却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第７条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、その交付額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（目的外使用等の禁止）

第８条 助成金の交付を受けた者は、補聴器を助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２ 町長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、その交付額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　附 則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。